

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 106-1~3

名称	地下鉄車両タイヤ	
特定業者	ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社北海道エリア <span style="float: right;">札幌本社 北管所</span>	
(特定機種)	別紙のとおり [株式会社ブリヂストン製]	
特定理由	<p>標記物品は、本市地下鉄車両専用に関し寿命・偏摩耗対策・耐摩耗性等の改良を行いながら運用を行っている製品である。</p> <p>走行輪・案内輪両タイヤの構造及びブレーキ率等は運輸局届出事項であり、車両走行時の振動・騒音や車両限界・建築限界や加速・制動時の車両性能等の確認は標記物品を使用することを前提に車両の設計・検証が行われているため、他の製品では互換性がない。また、走行輪・案内輪両タイヤの詳細な技術情報は公開されておらず、標記業者以外では製造することができないことから、標記業者製品を特定することといたしたい。</p> <p>また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	地下鉄車両タイヤ
	上記機器等の製造会社	株式会社ブリヂストン
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	部品等の用途・性能	走行輪・案内輪 走行距離による寿命管理に伴う交換用として購入
	特定業者と製造会社との関係	グループ会社
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

別紙